

# 貧困

# と憲法

すべての人の  
自由な幸福追求  
のために

日本における貧困と格差の拡大は、大きな社会問題となっています。生活保護基準が今年8月に引き下げられ、生活保護法も改正されました。さらに政府は社会保障制度改革の議論を進めています。憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か、それはどのように保障されるべきなのかが問われています。

また、生活に困窮している人や働く貧困層が増大する中で、憲法が保障している社会権全般（生存権、教育を受ける権利、勤労権）の在り方についても、人権の観点から深く問い直す必要があります。

静岡大学の笹沼弘志教授をお迎えし、憲法の人権保障体系からみて、今日の社会保障制度にどのような課題があるのかをお話しいただき、パネルディスカッションでは、こども、女性、若者等多様な現場の実情に詳しいパネラーからの具体的な報告をいただきながら、あるべき社会保障制度についての議論を深めたいと思います。

**参加無料  
事前申込不要**



## 基調講演

静岡大学  
**笹沼 弘志** 教授（憲法学）

## パネルディスカッション

**藤田 孝典** 氏（ほっとプラス）  
**篠田 奈保子** 氏（釧路弁護士会）  
**三浦 直子** 氏（東京弁護士会）

### コーディネーター

**山田 康成** 第二東京弁護士会労働問題検討委員会  
社会保障部会副会長

**日時** 2014年 1月25日(土)  
(平成26年) 午後 1:00~3:30

**会場** 弁護士会館10階  
1003号室

東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

東京メトロ丸の内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」B1-b出口より直通

